三重県「差別を解消し、人権が尊重される 三重をつくる条例」の意義と課題

田 中 亜紀子

- 目 次
- 1. はじめに
- 2. 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」
- 3. 「三重県差別解消調整委員会」
- 4. 若干の考察
- 5. おわりに

1. はじめに

「県政だより みえ」 11月号 (令和5年 No. 472) では. 11月11日から12月10日が「差 別をなくす強調月間」であることに関連して. 「差別」をしない・させない・ゆるされない ことを特集として取り上げ、一見勝之三重県 知事の「人権侵害は決して許されるものでは ありません。私たち一人ひとりがお互いの違 いを認め、相手を尊重することで、優しさに 満ち溢れた三重県を作っていきましょう。」 のメッセージとともに、差別をなくすための 3つの法律(いわゆる「障害者差別解消法」「へ イトスピーチ解消法」「部落差別解消推進 法」。), 2023年度県人権センターの啓発ポス ター、そして、令和5年4月1日に全面施行 した「差別を解消し、人権が尊重される三重 をつくる条例」(以下「三重県差別解消条例」。) を紹介している。同ページにはそれ以外にも 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮ら せる三重づくりの取り組みとして、今年6月

に施行された「性的指向及びジェンダーアイ デンティティの多様性に関する国民の理解の 増進に関する法律」に先立つ取り組みとして. 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮 らせる三重県の条例」(令和3年4月1日施行) も取り上げており、これらの文章を読む限り において. 三重県は性の多様性を認め合うこ とも含めた、「差別を解消し、人権が尊重さ れる」県を目指して真摯に取り組んでいると いうことができ、三重県が他県に先駆けて差 別問題解消に向けて積極的に関わり合う姿勢 を示した点は評価すべきだと考えられる。ま た. 筆者は2016年より三重県人権施策審議 会委員(2024年2月まで)として、また2023 年からは三重県差別解消調整委員会として間 接的にではあるが県の人権問題への取り組み に関わる立場にあることから、 当該問題に誠 実に取り組むためにも, 今回の「三重県差別 解消条例」が制定されることでどのような効 果が期待されているのか、そして、今回設定 された差別解消調整委員会はいかなる意義を

有するのかといった点について検討する必要 があると考える。

以上の問題関心より本稿においては,「三 重県差別解消条例」制定背景および当該条例 と差別解消調整委員会の概要を検討し,三重 県の差別解消の取り組みに関して若干の考察 を行う。

2. 「差別を解消し、人権が尊重される 三重をつくる条例」

2022年5月20日の中日新聞の報道(1)によれ ば、同月19日に三重県議会はあらゆる差別 解消を目的とした条例案を全会一致で可決 し. 体制整備が必要な一部規定を除いて(2)同 条例は即日施行された。本条例は、 感染症や 性的指向、被差別部落の出身などを理由とし た排除や区別を「不当な差別」と定義してそ の解消を目的とするものであり、既存の「人 権が尊重される三重をつくる条例」(1997年。 三重県条例第51号。以下「人権尊重条例」。)(3) を全面改正する形で条例案が策定された。確 かに、「人権尊重条例」の制定から20年以上 経過しており、この間の国内外の人権問題に 関連する動きを踏まえれば時期としては見直 しが必要な時期に差し掛かっていたとは言う ことができる。また、後掲の「差別解消を目 指す条例検討調査特別委員会 各委員意見の 整理」においても、「人権尊重条例」に対して、 人権は尊重すべきであるという理念の定着や 人権文化の構築は一定程度進んだと思われる ことから、教育・啓発等の意義はあったと考 えられると評価しつつも、同条例は差別には **言及しておらず、差別解消に主眼が置かれて** いないという点や、人権センターの役割は、

条例の規定上、相談者に必要な情報を提供したり他の専門機関を紹介することに留まり、 それ以上の支援を行う責務も権限もないという点など、同条例の限界が指摘されており、 差別や人権問題への県の取り組みを押し進め る上で「人権尊重条例」の見直しは必要であったと言えよう。

また、今回の条例で注目すべき点は、差別問題に対して県に当事者間の仲裁役としての介入を義務付けたことであるとも報道された。このような仲介役を地方自治体に義務付けた事例は道府県レベルでは今回の三重県が最初とされているが、市町村レベルではいわゆる「ヘイトスピーチ」(民族差別的な言動)に対して全国で初めて刑事罰を盛り込んだ条例として知られる「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(2019年12月可決、2020年7月全面施行)(4)の先行例がある。

この川崎市の条例は、「表現の自由」をは じめとする日本国憲法が保障する国民の自由 と権利に留意しつつ、構成要件の明確化を 行った上で禁止規定を設けるとともに、具体 的な対応プロセスとして、禁止規定に違反し ふたたび同様の行為をしようとする者に対し て、「勧告」「命令」「公表」そして行政刑罰 を段階的に検討することとしている。また. 市がこれらの判断を行うに際しては学識経験 者で構成される「川崎市差別防止対策等審査 会」の意見を聴くことも規定したことについ て. 当時川崎市市民文化局 人権・男女共同 参画室担当課長であった大西哲史は.「段階 を踏んで、慎重に判断する仕組み」(5)と評し ており、段階を踏んだ対応や外部委員会の設 置についてはあとで確認する「三重県差別解 消条例」においても同様のものが見受けられ

る。なお、川崎市の当該条例制定は、「ヘイ トスピーチ解消法」のきっかけとなった本邦 外出身者の排斥を訴える内容のデモおよびそ のようなヘイトデモ禁止仮処分命令申立て事 件において横浜裁判所川崎支部が「違法性は 顕著である」と示したことを受けて、平成 28年に当時の川崎市長が川崎市人権施策推 進協議会に対して「ヘイトスピーチ対策に関 すること」につき優先審議を依頼したことに 始まるが、三重県の場合は新型コロナウイル ス感染者に対する差別が社会問題化したこ と(6)を受け、県議会が特別委員会を設置して 当該問題について検討したことに始まると いった違いが存在する。そこで以下では、三 重県の「三重県差別解消条例」制定に至るま での過程を概観する。

(1)「差別解消を目指す条例検討調査特別 委員会」

2020 (令和2) 年5月, 三重県議会に「差 別解消を目指す条例検討調査特別委員会(以 下「差別解消特別委員会」。)が設置された。 同委員会では、当初、2021 (令和3) 年6月 に条例案のとりまとめ・提出を目指して12 回の委員会が予定されていた。また、12回 の前半は参考人を招致して現状を把握すると ともに、条約や法令、他都道府県条例調査を 行い条例案の方向性を整理することに重点を 置き、後半は委員の意見整理や当局・関係者 の意見聴取を踏まえた条例案の検討を、パブ リックコメントを挟む形で行うことを予定し ていた⁽⁷⁾が、実際にはパブリックコメントの 実施は2022(令和4)年1月31日から3月1 日に行われ、その後同年4月18日に条例案を 確定し、議長へ条例案を提出するまでに41 回の委員会が開かれることとなった。

なお、「差別解消特別委員会」設置当時は、「人権尊重条例」の2020 (令和2) から2023 (令和5) 年の推進計画である「第4次行動プラン」(®)が前年度に策定済であった。また、同時期には「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例」および「三重県感染症対策条例」の制定も検討されていたことから、人権に関する先行条例や制定が検討中であった条例との整合性を図ることが「三重県差別解消条例」には求められていた。

参考人招致は同委員会が設置された初年度 に7回行われ⁽⁹⁾, 「差別解消特別委員会」設 置の直接的な理由である新型コロナウイルス 感染者に対する差別を含む差別や人権問題一 般について三重県内で人権に関する講演を多 数行っている松村元樹氏(10). インターネッ トによる差別や人権侵害に関して佐藤佳弘 氏(11) 部落差別に関する近年の状況などに 関しては松岡克己氏,原田朋記氏,苗村祥代 氏(12) 女性・性に関する差別については小 川眞里子氏(13), 外国人に対する差別および ヘイトスピーチ問題に関しては楠本孝氏⁽¹⁴⁾. 性的マイノリティの差別の現状等については 近藤聡氏(15)。そして性暴力・性被害の状況 に関しては柳谷和美氏⁽¹⁶⁾が参考人として出 席し、それぞれの立場から差別や人権問題に 関して意見を述べた。以上の参考人の顔ぶれ を確認する限り,近年の社会情勢や関心の高 まりを踏まえた選択となっており、委員が重 視した問題が選ばれたものと考えられる。ま た、8回目の委員会において作業が先行して いた「三重県感染症対策条例」案に関する委 員間討議が行われていることから、 感染症に 関する差別問題はそれを扱う条例が成立する

ことを踏まえた対応、すなわち感染症をめぐる人権侵害に留まらず、あるいは感染症をめぐる新たな差別事案やそこで用いられたインターネットによる誹謗中傷への対策を重視するとともに、近年の県内外で発生した差別や人権問題⁽¹⁷⁾を踏まえて現行の人権尊重条例を検討する必要性を委員が認識するようになったことが考えられる。

2021 (令和3) 年1月27日第16回以降の委 員会資料に掲載される「差別解消を目指す条 例検討調査特別委員会 各委員意見の整 理」(18)(委員会資料「委員間討議資料」も同 内容。) では、参考人からの聞き取りを通じ て様々な差別がなおも存在していることを再 認識するに至り、また、それによる被害を受 けている人も少なくないにもかかわらず、地 方自治体における対策が十分ではないことを 指摘する他にも、分野別の差別に関する課題 については、新型コロナ感染症が既存の差別 と結びついて人権侵害が行われている。ある いはシングルマザーの問題など以前から存在 している社会構造における問題を深刻化させ たこと、うわさやデマを拡散させてしまうイ ンターネット. 特にSNSの普及を踏まえた 対策が必要であることなどの指摘、そして、 ヘイトスピーチについて過半数以上が人権を 侵害しており許されないことだと思っている とのアンケート結果に言及するものが見受け られる。

また、「差別解消に向けての基本的考え」については、差別解消に関する条約などの理念を尊重するとともに、人権3法(障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部策差別解消法)については、地方自治体の責務も規定されているにもかかわらず、三重県では障

害者差別解消法のみが条例化されただけである状況を指摘し、残る2法についても今回の改正を機会に条例に取り入れるべきではないかという指摘や、差別防止の必要性、そして、「差別は法律で禁止する必要がある」と考える県民の割合が増えていることを踏まえて、差別やバッシングを許さないメッセージを県が強力に発信する必要があるのではないかという意見が出されている。

「三重県差別解消条例」で規定された差別 解消のための仕組みのひとつである「差別解 消のための体制」が必要であるとの意見も既 にこの段階から見受けられる。そこでは「障 がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい三 重県づくり条例」⁽¹⁹⁾(以下「障がい者差別解 消条例」)を参考に、他の差別分野についても、 差別解消のための体制(相談体制・紛争解決 を図る体制)を規定することが提案されてい る。その一方で、「差別に対する規制等の措置」 においては、たとえば規制的措置としては、 特に公共施設の利用制限に関しては、「公が 差別拡散を結果として手助けすることにつな がる危険性を十分に認識することが必要」と いう意見が出されるものの、捜査権や司法権 のない地方自治体が違法性や処罰に類する行 為をなすことへの懸念や、罰則規定の導入は 慎重に行う必要があるという見解が示されて いる。差別禁止や防止に関する三重県として の姿勢を明確にする必要性は認識しつつも. 利用制限などの規制的措置や罰則を設けるこ とについては、実施面およびそれに伴う弊害 を懸念するなどの理由から条例案検討の当初 から慎重な姿勢であったことがうかがわれる。

その他にも,既に三重県においては「人権 尊重条例」の他に、「障がい者、感染症に関わっ た差別や性の多様性の尊重に関しては、独自の条例が制定されているか、制定がめざされている」ものの、それらの条例で被害者救済が十分ではないこと、また、差別や人権侵害問題が十分に解決されないことから、包括的な差別解消を目指す条例を策定し、それに伴う推進計画や行動計画が必要であることについては委員間である程度意見が共有されていた可能性が考えられる。

その後、2021 (令和3) 年8月19日第27回 以降から条例案の素案の検討が行われた。委 員会資料によれば⁽²⁰⁾、素案の際に示された 条例の仮称は「差別のない人権が尊重される 三重をつくる条例」であり、既存の「人権尊 重条例」をベースとしつつ、「差別解消」の 要素を加えた題名にすることが反映されたも のであった。また、条例の主たる対象である 差別や人権問題については、以下の3つが前 文で定義されている⁽²¹⁾。すなわちそれが、 ①「不当な差別」=人種等の属性を理由とす る不当な区別、排除又は制限であって、あら ゆる分野において、人権を認識し、享有し、 又は行使することを妨げ、又は害する目的又 は効果を有するもの、②「人権侵害行為」= 不当な差別その他の人権問題は、社会構造の 中で生じており、不当な差別その他の他の者 の権利利益を侵害する行為(インターネット を通じて行われるものを含む。), ③「人権問 題」=「不当な差別」をはじめとする人権に 関する問題. である。素案段階から既に制定 された「三重県差別解消条例」において何度 も目にすることになる「不当な差別」といっ た表現が行われている。この表現は判例およ び法律文献ではありふれたものであるため見 慣れた者にとっては特段奇異な印象は受けな いものの、一般市民が目にした場合、そもそ も差別について不当か不当でないか区別する 必要があるのか、不当ではない差別ならば許 容されることにならないか、差別を行う側の 言い訳が認められてしまうのではないかと いった懸念を引き起こす可能性はあり得 る⁽²²⁾。但し、この「不当な」という表現に 関する、法律や他県等の条例では「不当な差 別」としている例が多いことや、従来の憲法 学の通説や判例では「差別」を価値中立的に 用いており「合理的差別」という概念も措定 されていることから、単に「差別」とするの でなく「不当な差別」とすることとしてい る(23)という説明は、判例や法律・他県の条 例などの状況を踏まえたものであり、「三重 県差別解消条例」がその表現を採用したこと は当時の状況においては妥当だと言わざるを 得ない。

素案段階では条例の構成は、「第1章 総則」(第1条から第10条)、「第2章 人権施策基本方針」(第11条)、「第3章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」(第12条から第18条)、「第4章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」(第19条から第24条)、「第5章三重県人権施策審議会」(第25条および第26条)、そして「第6章 雑則」(第27条から第29条)および「附則」から構成されており⁽²⁴⁾、文言修正や条文の減少などは見られるものの、構成自体は最終案と大差はない。

逐条検討は紙幅の都合上本稿では行う予定 はないが、三重県差別解消調整委員会との関 係でひとつだけ、つまり素案では「第13 助言及びあっせんの申立て」となっており、 「説示」が含まれていなかったことは指摘し ておきたい。そもそも県の相談体制に関して は、障がい者差別解消条例の「紛争の解決を 図るための体制」を参考にして、「不当な差 別に係る紛争の解決を図るための体制」につ いて規定するとの趣旨説明が行われているよ うに、 先行条例である障がい者差別解消条例 で規定された体制を念頭に置いて条文が作成 されたことから、「助言又はあっせん」の2 類型が想定されていた(25)。この2類型は、前 段階に行われる相談(第12条で規定)を経 ても紛争解決が見込めない場合に県が責任を もって行うものとしては妥当なものだと考え られる。しかしながら特別委員会で行われた 素案の検討が行われる中で、第29回(9月9 日開催) 当日配布資料1(26)が「助言」,「あっ せん」、「勧告」、「説示」、「説諭」についてで あるように「助言」「あっせん」以外の対応 に関する説明が行われていることがうかが え、さらに第30回(9月15日開催)で示さ れた条例案素案 (修正版)(27)第13条には「説 示」が追加で規定されて「助言. 説示及びあっ せんの申立て」となっている。

この修正案には「説示」が追加された理由 は明記されていないが、上記第29回当日配 布資料1「助言」、「あっせん」、「勧告」、「説示」、 「説諭」についてでは「説示」について、以 下の様に説明している。

法務省の「人権侵犯事件調査処理規程」では、「相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること」(第14条第1項(2))とされている。法務省では、「人権相談」から「人権侵犯事件」への切替えが行われた上で講ず

る措置として「説示」を位置付けている。また、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」では、「相談に応ずる」こと(第10条第1項)とは別に、「部落差別への取組」(第8条)として「説示」を位置付けている。これらのことから、「説示」は、相談対応として位置付けるより、紛争解決体制の中で行う措置として位置付けることが適当と考えられる。

また、「説諭」についての説明は以下の通りである。

刑事訴訟において、裁判長は、判決の宣告をした後、被告人に対し、その将来について適当な訓戒をすることができることされており(刑事訴訟規則第221条)、これが一般的に「説論」と呼ばれている。

また、警察が捜査した事件について、犯 罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察 官から送致の手続をとる必要がないとあ らかじめ指定されたものについては、検 察官送致をしない場合(微罪処分)があ るが、その場合に、警察官が被疑者に対 し、被害者に対する被害の回復、謝罪そ の他適当な方法を講ずるよう諭すことも 「説諭」と呼ばれることがある。

紛争当事者に対する働きかけとして反省を 促し、善処を求めるための「説示」は、その 者の言動に問題があることを前提として事理 を説き、改善を促すという意味において「説 諭」と共通する要素がある。ただし、「説諭」 は、被告人に対して裁判官が訓戒を行う、あ るいは被疑者に対して警察官が被害の回復な どについて論すといった刑事司法手続上の用 語であり、また、上記説明にあるように法務 省の対応を踏まえて「説論」ではなく「説示」 を選択することは妥当であろう。

そもそも紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すものとされている「助言」と具体的な解決案の提示まで行う「あっせん」とは異なり、「説示」は相談者の相手方に反省を促し、善処を求めるという意味において、前者2つと比べて差別や人権侵害を許さないという県の姿勢を示すものであることから、素案修正案において「説示」を追加したことは県の主導による紛争解決体制を強化する意味合いがあると考えられる。

その他の素案修正案における主な修正は.

①「不当な差別」や「人権侵害行為」などの条例における用語の定義が前文ではなく2条にまとめて掲げられるようになった点、②基本理念の内容の充実(第3条・第4条)、③三重県差別解消調整委員会の規定に専門委員が追記されたこと(第18条)、④人権教育及び人権啓発における県の責務が追記されたこと(第19条)、⑤差別解消の取組などに当たっては表現の自由等への配慮が必要であるとの委員意見があったことを踏まえて盛り込まれた条例の適用上の注意、すなわち、条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない(第28条)とした規定が削除されたこと、である。

その後,条例案素案に対する関係団体・機関からの意見聴取が行われ、そこで得られた意見の対応案⁽²⁸⁾を踏まえた修正が行われた中間案⁽²⁹⁾については同年12月13日(第33回)

から翌年1月24日(第37回)に検討が行われた。その後、1月31日から3月1日に行われたパブリックコメント意見⁽³⁰⁾への対応の検討を踏まえた条例案の検討が4月4日(第40回)に行われ、4月18日の第41回で条例案が確定、5月19日の三重県議会本会議において全会一致で可決・成立し、「三重県差別解消条例」が公布された。

なお、条例の題名については、条例案検討の最終段階で改めて検討することとし、その際には、「差別をなくす」といった趣旨を含む能動的な表現となるよう検討する方針が素案段階から示されており、「差別のない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」とされていたが、中間案では「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に変更されている。この点については、不当ら文言を冒頭に加えたことについては、不当な差別を解消することが重要であるとの認識の下、前文とも整合をとり、「差別を許さない」という条例としての意思を表明することを意図したものと説明されている。

しかしながら、条例の題名の再検討を行った第37回委員会の資料からは、津市の「「差別のない」の文言を追加することで人権を尊重することが、狭義的なものや限定的な行為などに捉えかねないことを懸念する」という意見を踏まえて題名を再考する際に「32」、「差別のない」(素案)から「差別を許さない」(中間案)への変更に対しては、津市の意見と逆の方向ではないかという指摘の他、差別を許す、許さない、というような差別をする側、される側の対立構造にするべきではないとの指摘があり、また、執行部からの意見の中に

も、「差別を許さない」という表現より、「目 的」や「基本理念」の内容を鑑みて「差別を 解消し」などの表現の方が良いのではないか (子ども・福祉部)⁽³³⁾というものがあり、「(不 当な) 差別等を解消し、人権が尊重される三 重をつくる条例」、「(不当な) 差別等のない 人権が尊重される三重をつくる条例」、「(不 当な) 差別等をなくし. 人権が尊重される三 重をつくる条例」の題名の別案候補から「差 別を解消し、人権が尊重される三重をつくる 条例」が選ばれている。以上の条例の題名が 確定するまでの過程からは、差別や人権問題 に対する県の働きかけをこれまでよりも積極 的に行う意思と同時に、その働きかけが当事 者に過度に介入する危険性を認識し、対立よ りも対話を重視しようとする意図がうかがえ る。

(2)「三重県差別解消条例」の概要

「三重県差別解消条例」に関しては、条例 制定前後に何度か報道が行われている。

たとえば、制定前のものとしては、「差別解消特別委員会」の最終案のとりまとめの前に行われた中間案のパブリックコメントに関して、条例の中間案での名称や基本理念を紹介した後、条例案の特徴を「差別事案を解消するための具体的な道筋を示したこと」であるとして、その概要を説明した記事(34)がある。そこでは、当該条例が県に対して人権問題に関する相談に応じる義務を課し、相談では問題が解決しなかった場合の紛争解決体制も整備したことに関連して「県差別解消調整委員会」が取り上げられている。また、インターネット上の人権侵害を防止するために既に行われているモニタリングが新たに条例に

規定することにも言及しており、近年特に深刻な問題として認識されるようになったインターネット上の誹謗中傷問題への対応を当該条例も行っていることを評価している。他方において、懸念事項としては対象外となる人権問題の存在や当初からの課題であるヘイトスピーチへの対応が十分とは考えられない点、そして、県施設での人権侵害行為について「防止に努める」との規定に留めるなど罰則を設けていない点があげられている。

制定後の報道においても、人権問題に関す る相談に応じることを県の責務とし. 当事者 間の紛争に介入するための体制も定めたこと に対して一定の評価を行いつつも、各地で規 制条例制定の動きがあるヘイトスピーチが原 則的に救済対象から外れるなどの課題も指摘 されている。たとえば、「差別解消特別委員会」 に参考人として招致された松村氏は、差別事 例に介入する責務を県に課した条例の成立に よって、被害者の負担の相当部分が県に肩代 わりされること、そして罰則はないものの、 当該条例の存在を企業に関わる人は無視でき ないという点で効果が期待できるとして、「差 別で苦しんでいる人は、積極的に条例を使っ てほしい。」と語るとともに、県内において も多数確認できるヘイトスピーチを伴う街宣 などに対して. 条例案検討の際に参考にした 川崎市をはじめとするいくつかの条例では規 定に盛り込まれてヘイトスピーチ対策につい ては不十分であり、2016年制定のヘイトス ピーチ対策法を踏まえた実効性のあるヘイト 対策について議論を重ねるべきだと指摘す る⁽³⁵⁾。

既に述べたとおり、「三重県差別解消条例」 は、「人権尊重条例⁽³⁶⁾」全面改正する形で条 例案が策定された。人権尊重に関し、県民等 の青務等を明らかにするとともに、その施策 の基本となる事項を定めることにより、同和 問題, 子ども, 女性, 障害者及び高齢者等の 人権に関する問題への取り組みを推進し、不 当な差別のない。人権が尊重される。明るく 住みよい社会の実現を図ることを目的とした 「人権尊重条例」が全7条であり、その構成も、 前文. 「目的」(第1条). 「県の責務」(第2条). 「県民等の責務」(第3条),「県と市町との協 働」(第4条),「人権施策基本方針」(第5条), 「三重県人権施策審議会の設置」(第6条) な らびに「審議会の組織等」(第7条)および「附 則」であったことに対して、「三重県差別解 消条例」は、前文、「第1章 総則」(第1条 から第10条),「第2章 人権施策基本方針」 (第11条)、「第3章 不当な差別その他の人 権問題を解消するための体制の整備」(第12 条から第18条),「第4章 不当な差別その他 の人権問題を解消するための基本的施策」(第 19条から第24条).「第5章 三重県人権施 策審議会」(第25条), そして「第6章 雑則」 (第26条および第27条) および「附則」から 構成されており、①総則部分で基本理念を詳 細に述べた上で不当な差別をはじめとする人 権侵害行為等の禁止を明記した点. ②各人の 責務を具体的に規定した点、そして、③第3 章および第4章で不当な差別その他の人権問 題を解消するための整備ならびに基本的施策 を定めた点が大きな特徴である。そして、そ の中でも上記報道で言及されているように 「差別事案を解消するための具体的な道筋を 示したこと」が本条例制定において特に重要 だと考えられることから、以下では③の相談 体制および紛争解決を図るための体制につい て概要を確認し、その後に紛争解決に係る第 三者機関である「三重県差別解消調整員会」 を取り上げる。

第3章で規定された「不当な差別その他の 人権問題を解消するための体制の整備」では、 「相談体制」と「不当な差別に係る紛争の解 決を図るための体制」の二段階の対応が規定 されている。

前者については第12条で、「県は、不当な 差別その他の人権侵害行為を受けた者、その 家族その他の者からの人権侵害行為その他の 人権問題に関する相談に応じなければならな い」ものとし、相談があったときは助言、調 査. 関係者間の調整その他の対応等を行うこ とが規定された。逐条解説(37)によれば、限 定を設けることなく幅広く受け入れるべきで あることから、相談については、不当な差別 などの人権侵害行為を受けた者やその家族を 例示しつつ、「その他の者」で受けることで、 人権侵害行為をした者等も含めて幅広い者が 相談をすることが可能となる規定になってい る。この点については、人権侵害行為を受け た者自身がその侵害を十分に認識できない場 合や被害を訴えたり相談をすることによって さらに差別や人権侵害を受けることを恐れて 何らかの行動をとることを躊躇う場合であっ ても、それに気づいた周囲の者が相談に関わ ることができるという点で、差別や人権侵害 の傍観者となることによって結果としてそれ らの問題を黙認してしまう事態を回避するこ とができるものであると考える。また、解説 で示されているように「ヘイトスピーチをは じめとする不当な差別等の目撃等をした者も 相談をすることができる者に含まれている」 点で、大きな意義を持つ規定であると考えら

れる。そして、県の対応としてあげられてい る「助言」、「調査」、「関係者間の調整」につ いては、「必要な対応」の例示であって、個々 の事案に即して、相談者の要望も踏まえ、相 談を受けた機関が適切な対応を選択すること が想定されている。逐条解説で述べられてい るように、日常トラブルや海外における人権 問題や入国管理に係る人権問題に関する相談 といった県の相談機関で調査や関係者間の調 整を行うことが想定されていない事案。ある いは関係者間の調整等を継続することが困難 と判断される場合など、今回規定された相談 体制では対応が難しい状況に遭遇する事態も 起こり得るが、そのような場合であっても、 対話を重視し、相談者に寄り添った対応を行 うことが求められることから、人権相談に関 する県の拠点的機関と位置付けられた人権セ ンターの人員の確保ならびに育成が不可欠で あり、同時にそれ以外の県職員についても、 総じて差別や人権侵害問題について一般の県 民以上の知識と理解が必要になるとともに 相談対応に係る必要な人員の確保及びその育 成のための研修が今以上に必要になることは 言うまでもない。

後者については、相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争に対して、知事による助言・説示・あっせんの手続が規定された。第13条4号に助言・説示・あっせんの申立ての除外事由があげられていることもあり、同条の申立て件数は過度に多くなることは考えられないが、相談対応では解決しなかった事案についてその先の解決体制を設けたことは、差別などの人権問題解消に向けての県の行動が期待できるという点において大きな意味を持つ。申立てを受けた知事は、必要に応

じて第三者機関である三重県差別解消調整委 員会(「三重県差別解消条例」により新設。 詳細は次章で取り上げる。) に諮問を行い. 助言・説示・あっせんを行う(第14条)。ま たその次の対応として、不当な差別を行った と認められる者が、正当な理由なく助言・説 示・あっせんにしたがわないときは、知事が 勧告を行うことが規定された(第15条)。逐 条解説によれば、この勧告は、助言・説示・ あっせんの実効性を担保する目的を持つが. 法的拘束力があるものではなく. 非権力的な 行政指導に該当する。また. 勧告にしたがわ なかった場合の罰則や制裁的措置は予定して いない。この点については当該条例が対話を 重視して不当な差別等の解消を図ることとし ていること(第3条第2号)や、公権力の行 使には慎重であるべきといったことを踏まえ たものと説明されているが、 当事者双方ある いは一方が問題解決へ向けた協力に否定的で あった時は県の対応によって差別事案を完全 に解消するには至らない場合があることは. 「三重県差別解消条例」に対する期待の中で 忘れてはならないことだと考える。その他、 第17条では、助言、説示及びあっせんなら びに勧告の状況の公表が規定されている。こ の規程については「不当な差別の防止や将来 的な差別事案の解決に向けた情報提供として 位置付けるもの」であり、関係者の秘密を除 いて「差別事案の概要等の必要な事項を公表 するもの」と説明されている。条例の題目に 掲げられている「差別の解消」のためには県 内で発生した差別や人権問題およびその対応 状況を把握してその後の対策に反映させる必 要があることから、県が対応した事案の概要 等に関する情報提供は必要であることは言う

までもない。

以上,本条例で新設された不当な差別その 他の人権問題を解消するための体制の整備に ついてその概略を確認したところで,次にそ の紛争の解決を図るための体制に関連して設 置された三重県差別解消調整委員会がいかな るものか検討する。

3. 「三重県差別解消調整委員会」

(1) 三重県差別解消調整委員会に関する 規定

三重県差別解消調整委員会(以下「調整委員会」)は、「三重県差別解消条例」において不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備を定めた第3章第18条に以下の様に規定されている。

(三重県差別解消調整委員会)

第十八条 第十四条第四項及び第五項の 規定に基づく知事の諮問に応じて調査審 議を行わせるため、知事の附属機関とし て、三重県差別解消調整委員会(以下「調 整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は,委員十人以内で組織する。
- 3 前項の場合において、男女のいずれか一 方の委員の数は、委員の総数の十分の四 未満とならないものとする。ただし、知 事が、やむを得ない事情があると認めた 場合は、この限りでない。
- 4 委員は、調整委員会の権限に属する事項 に関し公正な判断をすることができ、か つ、人権に関して高い識見及び豊かな経 験を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補

欠の委員の任期は, 前任者の残任期間と する。

- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 調整委員会に、差別事案に係る専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員は、差別事案に係る専門の学識 経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 9 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したと きは、解任されるものとする。
- 10 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

既に「三重県差別解消条例」は、「体制整備が必要な一部規定」を除いて2022年5月19日に施行されたが、その中の整備が必要な体制のひとつが「三重県差別解消調整委員会」であった。上に掲げた規定で確認できる通り、同委員会は、①「委員十人以内で組織する」こと、そして男女共同参画の趣旨に添って「男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとす

る1。また、差別問題に関わることから、委 関し公正な判断をすることができ、かつ、人 権に関して高い識見及び豊かな経験を有する 者のうちから知事が任命」すると規定されて いる。①の条件から、委員が10人ならば男 女のいずれか少ない方は最低4人、委員が5 人ならば2人とする必要がある。また、②に ついては人権問題に詳しい弁護士を中心とし た委員構成となることが容易に推測でき る⁽³⁸⁾。そして、弁護士以外の委員としては 同条例第5章に規定された「三重県人権施策 審議会」に関わる者で補充することもあり得 る。その理由は、県の人権施策について毎年 報告を受けて意見を述べたり、知事の諮問に 答申を行う外部機関であり、各種人権問題に ついて学識経験を持つとされる人たちで構成 されているからである。

2023年度のスタート時点における委員会 の構成は、インターネットと人権問題に詳し く. 全国人権同和行政促進協議会の顧問弁護 士を務め、かつ、県職員担当者が条例制定な どの際に面識を得ていた田島正弘弁護士(東 京弁護士会所属). 三重県弁護士会推薦弁護 士でありかつ三重県人権施策審議会委員 (2023年当時。以下の役職なども委員就任の 2023年当時。) でもある森一恵弁護士. 三重 県人権擁護委員会連合会会長の松井睦夫氏. 三重県人権施策審議会委員経験者(2014~ 2017年は同審議会会長) 市民社会論および 人権論を専門とする四日市大学名誉教授の松 井真理子(39)氏, そして三重県人権施策審議 会会長であった三重大学教授の筆者の5名 (男性2名,女性3名)となった。構成員のう ち、人権問題との関わりが弱いのは刑法なら びに近代日本法制史を専門とする筆者だが, 亀山市人権施策審議会などに関わっている 他,何よりも三重県人権施策審議会会長で あったことが委員候補者選考において大きな 要因となったのであろう。この顔ぶれから判 断する限り今後も同審議会会長経験者が委員 就任を打診されることが考えられる。

また. 調整委員会には委員の他に専門委員 も参加することが規定されている。専門委員 は事案ごとに「差別事案に係る専門の学識経 験のある者」から選任され、「その者の任命 に係る当該専門の事項に関する調査審議が終 了したときは、解任される」とあるように、 事案毎に選任され、調査審議が終了した段階 でその度ごとに解任される。つまり、調整員 会で取り扱う事案が労働に関する差別である 場合は労働問題に詳しい者が、外国人に関す る差別である場合は外国人差別や人権問題に 詳しい人が選任されるということになる。県 職員担当者が相談などを通じて事案を把握し た後にその都度専門委員を探す必要が生じる が、その際の有力候補としては人権にかかわ る各分野から参加している三重県人権施策審 議会委員が想定されている。もちろん、審議 会委員以外の適任者を専門委員に選任するこ ともあり得る。

18条に示されているように、調整委員会の所管と権限は、知事が助言、説示又はあっせんを行うに当たって諮問した場合に、審議を行って答申すること、つまり、①不当な差別に該当するかどうかの判断の妥当性、②助言、説示又はあっせん案の内容の妥当性について調査審議し、答申を行うこととされている。調整委員会が取り扱う事案の対象は限定されていることからそれに合致するかどうか

をまず審議し、その次に県職員担当者(人権課)が会長と相談するなどして作成した助言、説示またはあっせんの案の内容を審議するという二段階の作業を行うことになる。知事が行う「助言」「説示」「あっせん」の違いなどについては逐条解説では詳らかにされていないが、県担当職員の説明(40)によれば、「助言」=解決の方向を示すこと、「説示」=相手方に対し、反省を促すこと、「斡旋」=解決に向けての方針や解決案の提示であり、事案に対していずれが適切かを調整委員会で検討することも重要であることがわかる。

(2) 第1回 三重県差別調整委員会

2023 (令和5) 年5月8日に三重県差別調 整委員会(41)が「三重県差別解消条例」施行 規則第18条(42)に基づき非公開で行われ、会 長の選任の後、県職員担当者によって委員会 における「調査審議方法」について具体的な 説明が行われ、今後の開催方法等について意 見交換がなされた。委員からは「三重県差別 解消条例」と従来の条例(「人権が尊重され る三重をつくる条例」) の差異の確認が行わ れた他. 今回の条例に基づいて県が積極的に 動くことが可能になったことを評価しつつも 実効性の点で懸念が示された。後者について は既に条例制定時の報道でも指摘された点と 重なるが、調整委員会で取り扱うことができ る事案が限定されていることや働きかける相 手方が明確ではない場合、また、相手方が県 に対して非協力的である場合など. 県の介入 による問題解決が十分なものとならない限界 は確かに存在する。したがって、今回の「三 重県差別解消条例」およびそれに基づく差別 調整員会があらゆる差別問題を解消できると は言えない状況にあるため、今後も差別問題 に対処することを通じて、より有効な問題解 決手段については考え続ける必要があること は明らかである。

審議方法の中では、まず、条例に基づく「相 談体制」と「紛争解決体制(申し立て制度)」 について説明が行われた。前者の相談体制に ついては、①「相談」として、条例第12条 に基づき「不当な差別その他の人権侵害を受 けた者、その家族その他の者」からの人権侵 害行為その他の人権問題に関する相談に三重 県が応じるため、人権センターを総合窓口と して、その他にも児童相談所、三重外国人サ ポートセンター、女性相談所などの各相談機 関もしくは県庁関係課・地域事務所等を相談 窓口とする。次に②「助言,調査,関係者間 の調整」として条例第12条2項に基づき、県 は、市町および関係機関と必要に応じて連携 して、助言、調査、関係者間の調整その他の 必要な対応を行うものとする。そこでの助言 は「専門機関や制度の紹介など必要な事項の 進言」、調査は「相談者、相手方及び関係機 関からの聴き取り」、そして関係者としては 「相談者、相手方、事業者等」といった当事 者の他に、「県関係部局・地域事務所や関係 市町」が想定されている。この①②の相談体 制による相談を経てもその解決が期待できな いと認められるとき、次の段階として後者の 「紛争解決体制(申し立て制度)」に移行する。 そこでは、以下の③から⑧の流れによって紛 争解決が図られる。すなわち、③所定の申立 書を人権課に提出する。→④人権課が申立て 内容の調査を実施する→⑤人権課が助言・説 示・あっせんの案を差別解消調整委員会に諮 問する→⑥同委員会で検討を経て答申を行う

→⑦知事名義で相手方に対して助言・説示・ あっせんを行う→⑧助言・説示・あっせんに したがわない場合、相手方から意見聴取を 行った上で勧告⁽⁴³⁾を実施する、である。差 別解消調整委員会は上記流れの⑥に関わるも のである。

また、「助言」「説示」「あっせん」について、 事前説明段階よりも詳細な説明が行われた。 すなわち、「助言」=ある者に対し、ある行 為をなすべきこと又はある行為をなすについ て必要な事項を進言することであり、たとえ ば、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘 し、解決の方法を示すことなどが考えられる こと。「説示」=相手方又はその者を指導し. 若しくは監督する者に対し、その反省を促し、 善処を求めるため、事理を説示すること。 「あっせん」=当事者に話し合いの機会を与 え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相 互の誤解を解くなどして,紛争を終結(和解) に導こうとすること。具体的には、双方に対 する説得. 意向の打診. 紛争解決に向けての 方針や解決案 (あっせん案) の提示などが行 われる。このように「助言」「説示」「あっせ ん」の関係については、「説示」も広い意味 では「助言」に含まれるものの、「助言」は アドバイスとしての意味合いが強いものなの に対して.「説示」は「反省を促す」という 点に違いがあること、そして、「あっせん」 の場合には具体的な解決案の提示までなされ るという点がそれぞれ異なるとされている。 したがって. 具体的な答申案の検討において は、それぞれの違いを踏まえることが必要と なる。

なお, 当初は委員会について月一回程度の 定期的な開催を予定しつつ事案がなければ不 開催とすることが想定されていたが、三重県差別解消条例制定後に人権課が把握している申立ての可能性がある事案の状況を踏まえ、定期開催ではなく、事案発生を受けて適宜開催されることになった。したがって、次回の委員会開催は申立てが人権課へ提出されて以降となるが、少なくとも年度内に一度は開催される予定である⁽⁴⁴⁾。

4. 若干の考察

前章までで確認した通り、今回制定された 「三重県差別解消条例」はその前身である「人 権尊重条例」の趣旨を一歩先へ進め、互いの 人権を尊重しあう社会の実現を目指す上で. 「現在もなお、不当な差別をはじめとする人 権問題が存在している」ことを強く認識し. 人権侵害行為を受けた側に問題解決に向けて の自助努力を求めるのではなく,「人権侵害 行為を行った者等がその責任を負わなければ ならない」と条例の前文で明言したことは. 県の人権問題に対する姿勢を示した点で画期 的であると考える。また、「人権県宣言の趣 旨にのっとり、社会全体の共通認識としてあ らゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行 為を許さないと改めて宣言するとともに、不 当な差別その他の人権問題のない、人権が尊 重される社会を実現することを決意し」(同 前文)とあるように、差別をはじめとする人 権侵害行為を許さないと明記していること も. 三重県における人権に対する姿勢を明確 にしている点で評価できる。

さらに、同条例では第三章において「不当 な差別その他の人権問題を解消するための対 策の整備」として、これらの問題に関する相 談に県が応じなければならないこと(同12条)を明記することで、県が責任をもって差別をはじめとする人権侵害行為に対応する決意を示すだけではなく、相談では問題解決が期待できない場合にはさらに問題解決に必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる(同13条)ことも規定し、当該問題に県が真摯に取り組む姿勢を示しており、これらの条文を見る限りにおいて、三重県の人権問題を解決しようとする意欲は強いものだと考えられる。

しかしながら、制定された条文および逐条 解説などを見る限りにおいていくつかの懸念 を示さざるを得ない。それは第一に、本条例 には「本邦外出身者に対する不当な差別的言 動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 (2016) に対応するヘイトスピーチに対する 規定が明確な形では盛り込まれていないこと である。新型コロナウイルス感染者に対する 差別が社会問題化したことを受けて制定され たことを考慮すれば、 ヘイトスピーチを差別 や人権侵害の典型例のひとつとして、何らか の形で本条例において規定される必要があっ たと考えられる。この点については、「障害 を理由とする差別の解消の推進に関する法 律」(2016年施行)に対応して「障がいの有 無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重 県づくり条例」(2018年施行)が制定された ように今後ヘイトスピーチなどを主たる対象 とした条例が制定されることを期待したい。

第二に第一のヘイトスピーチの問題と多少 重なる要素があるが、差別や人権侵害を行っ たものが特定できない場合の対応が困難なも のとなる可能性があることである。もちろん そのような場合であっても事案に苦しむ人が いる限りにおいて相談対応が行われることは 当然であるが、当事者の一方が不明なまま問 題解決を行うことは難しい。

また、問題解決における困難に関しては、第三に当事者双方もしくは一方から相談や事実確認に関する協力を得ることが困難な場合、県による問題解決が期待できないことも考えられる。知事による助言・説示やあっせんに従わない場合に対してはさらなる手段として勧告を行うことができる(同15条)と規定されているものの、勧告に至ってもおも県からの働きかけを無視するあるいは拒否することもあり得、そのような場合であっても「不当な差別に該当する行為」をした者に対してそのような行為を県として許すことを対応を終えてしまうことは妥当なのかといったことを考える必要があるだろう。

そして第四に当該問題に関わる人材の確保 および養成も課題である。人権侵害による苦 痛を受けた者にとって、相談窓口までたどり 着くことは容易ではない。そのことを考える と相談窓口担当者はその人の相談窓口に対す る期待を裏切らないように適切に相談に応じ る必要がある。そのためには、各種差別およ び人権侵害事案について知識と理解が必要で あり、それを身に付ける研修などの機会が十 分に確保されなければならない。この点は第 12条第4号に「業務を円滑かつ効果的に行う ために必要な人員を確保するとともに. 相談 に応ずる者に対し、同項の業務の遂行に必要 な知識及び技能を習得させ、及び向上させる ために必要な研修を行うもの」と規定されて いるところではあるが、どの程度の人員を確 保し、かつどのような研修なのかが明らかに

されていない段階においては、適切な人材確保および養成について不安を抱かざるを得ない。また、相談では解決に至らず、「差別事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立て」が行われた場合は、県の担当職員が事実調査などを行う必要が生じるが、これらの業務は決して容易なものではなく、従事する県職員に大きな負担を負わせる可能性がある。そのため、ここでも適切な人材の確保および養成が重要であり、その点について十分な計画が検討されているか不安が残る。

上記懸念事項については、人権問題について県民および県の意識がさらに高まったり、 差別や人権侵害事案に関する申立て事案を複数取り扱うことで改善されることを期待したい。

5. おわりに

本稿では、2022(令和4)年5月19日に成立し、2023(令和5)年4月1日に全面施行した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」における不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制に関連して設置された三重県差別解消調整委員会が、同条例との関わりにおいてどのような役割が期待されているのかを考察する目的で、同条例が既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」を全面改正する形で条例案が策定される過程および同条例の概要などを検討した。

新型コロナウイルス感染者に対する差別が 社会問題化したことを受け、県議会が特別委 員会を設置して当該問題について検討したこ とに始まる条例策定の検討の中で、昨今の国 内外の差別や人権問題を踏まえ、「差別を解消する」ことを目指し、かつ、不当な差別その他の人権問題を解消するための体制を整備ならびに基本的施策を盛り込んだ条例を作り上げたことにつき、差別解消を目指す条例検討調査特別員会メンバーの県議会議員、それを支えた事務局、パブリックコメントなどを通じてより良い条例策定のために意見を提出した方々に感謝するとともに、三重県差別解消調整委員会メンバーとして紛争解決に向けて取り組んでいきたい。

折しも2024年1月1日には令和6年能登半 島地震が発生し、1月5日の現時点において も救援作業が行われている。「三重県差別解 消条例」は第24条で災害等の発生時におけ る人権侵害行為の防止等として、「県は、災 害その他緊急事態の発生時において人権侵害 行為を防止し、及び人権を尊重するため、災 害その他緊急事態の発生時における人権侵害 行為を助長し、又は誘発するおそれのある風 説の流布の防止のための対策その他の必要な 措置を講ずるものとする。」と規定している。 災害その他の緊急事態の発生時においては 人々の不安に付け込むような風説の流布が行 われやすく、今回の震災に際しても既にSNS などで人権侵害を助長する又は誘発するおそ れのある投稿が行われており、内閣府防災担 当者 (@CAO BOUSAI) が、【注意喚起】 災害時には、インターネット上に根拠のない 不確実な情報いわゆるデマが投稿されること があります。公共機関の情報を確認するなど. こうした情報に惑わされないよう注意してく ださい。「流言は智者に止まる」(45).といっ た注意喚起を行っている。私たち一人一人が 差別をはじめとする人権侵害を行わないよ

う,加担しないよう学び続けることが求められている。

注

- (1) 2022年05月20日 中日新聞 朝刊「三重に差別解消条例 県の仲裁 初めて義務付け」
- (2) 人権問題に関する相談に応じる県の義務と相談 体制,不当な差別に係る紛争の解決を図るための 体制整備についての規程に関しては令和5年4月 1日施行。
- (3) 1997 (平成9) 年「人権が尊重される三重をつ くる条例」
- (4) 「川崎市全国初の刑事罰付ヘイトスピーチ条例 3年 成果と課題は?」(かながわ情報羅針盤 2023年06月30日) https://www.nhk.or.jp/ shutoken/yokohama/article/014/05/ および 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」 (川崎市 HP https://www.city.kawasaki.jp/ shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0.html)
- (5) 大西哲史【条例制定の事例】CASE STUDY「神奈川県川崎市 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(『自治体法務研究』2020・夏、pp. 42-43 http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/PDF/%EF%BC%91/61_042-043_CASE%E5%B7%9D%E5%B4%8E%E5%B8%82 61.pdf
- (6) 当時の三重県において新型コロナウイルス感染者および医療従事者に対する差別問題が深刻なものとして理解されていたことは、2020(令和2)年12月に「三重県感染症対策条例」が施行されたことからもうかがい知ることができる。
- (7) 令和2年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会(6月1日開催)提示資料2「特別委員会活動計画表」 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000900988.pdf
- (8) 令和2年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会(6月1日開催)提示参考資料1「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プランの概要」 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000900989.pdf
- (9) 三重県議会だより#182「差別解消を目指す条 例検討調査特別委員会」 https://www.gijiroku.

- jp/mie/182/pagel7.html および「差別を解消し、 人権が尊重される三重をつくる条例 逐条解説」 2ページ以下。以下の参考人情報についても同様。 https://www.pref.mie.lg.jp/common/ content/001016273.pdf
- (10) 第5回委員会。「公益財団法人反差別・人権研 究所みえ」常務理事兼事務局長。
- (11) 第6回委員会。武蔵野大学名誉教授・株式会社 情報文化総合研究所代表取締役。京都府・市町村 インターネットによる人権侵害対策研究会アドバ イザーなどインターネットによる人権問題に関す る活動実績を持つ。
- (2) 第7回委員会。松岡克己氏は部落解放同盟三重 県連合会執行委員長。三重県の人権大学や県内市 町の人権講演などの講師を務める他,部落解放同 盟中央本部中央委員,三重県人権施策審議会委員 なども務める。原田朋記氏は津市反差別青少年友 の会,そして苗村祥代氏は高校生青年友の会・レ ベラーズに所属。
- (13) 第9回委員会。三重大学名誉教授・三重県男女 共同参画審議会会長。
- (4) 第11回委員会。三重短期大学法経科教授。差 別表現の刑事規制,外国人管理法制等を研究テー マとする。
- (5) 第12回委員会。「性的指向や性同一性の違いを 意識する必要のない、フラットな社会」を目指し て活動する美桜会(美蓉桜華性的マイノリティ連 合会)会長。
- (16) 第13回委員会。心理カウンセラー。おやこひ ろば桜梅桃李代表。
- 77 2018 (平成30) 年「『県民の声』制度運営要領」及び「『県民の声』制度における人権への配慮に欠けると思われる表現に関するガイドライン」の策定(https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0002300063.htm)の契機となった、「県民の声」への人権侵害または差別を助長するような投稿および県の初期対応の他、近年の報道としては、「三重県議、朝鮮語使い不適切投稿 議長が異例の批判声明」(朝日新聞デジタル2019年10月2日)、「外国人イラスト、差別助長と批判 三重県HP、急きょ削除【名古屋】」(朝日新聞2021年6月29日)。

「「8割大陸」発言, 県議辞職勧告案 三重県議会 【名古屋】」朝日新聞2022年10月18日), 「差別助 長の「いいね」禁止 ルール化に恥じる声も 三 重県議会」(朝日新聞デジタル2022年11月21日) など。近年, 県議会において差別や人権問題に関 する問題が発生したことを受けてその問題解決お よび再発を防止しようとする動きが見られる。他 方において「差別解消条例」施行後も, その後直 ちに同派の議員によってルッキズム(外見至上主 義)への懸念を示してこの発言の訂正を申し出る 対応がとられたものの, 女性に関する人権問題は なおも克服されたとは言えない状況にある(「三 重県議が女子高校生の容姿に「100点」発言 同 僚が訂正申し出」(朝日新聞デジタル2023年12月 8日)。

- (18) https://www.pref.mie.lg.jp/common/ content/000931519.pdf
- (19) 2018 (平成30) 年「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」
- (20) 令和3年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会8月19日 資料1「差別のない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案 素案」1ページ。 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000973604.pdf
- (21) 素案修正案以降は前文ではなく第2条で「人種等の属性」「不当な差別」「人権侵害行為」「人権問題」のそれぞれが定義されるようになる。
- (22) 2023年度の三重県人権施策審議会において数回にわたって差別に「不当な」といった表現を付けることは適切ではないのではないかという委員からの指摘があり、その指摘に同意する委員も少なくなかった。その結果、審議会の意見を踏まえて、三重県人権施策基本方針(第三次改定)および第五次人権が尊重される三重をつくる行動プランでは「不当な」の表現は削除された。
- (23) 同上3ページ。
- 24 同上。なお、最終案では第5章および第6章の 条文数が減少している。
- (25) 障がい者差別解消条例の参考になった他府県の 参考条例において、たとえば解説で紹介されてい る「障害のある人もない人も共に生きる平和な長

- 崎県づくり」(平成25年)においても第18条で助言及びあっせんの申立てが規定されているように、地方自治体の対応としては「助言」および「あっせん」が想定されやすかったことがうかがわれる。
- 26) 令和3年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 第29回(9月9日)当日配布資料1 https://www.pref.mie.lg.jp/common/ content/000976656.pdf
- 27) 令和3年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 第30回(9月15日)資料1 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000979962.pdf
- (28) 令和3年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 第35回(12月13日)資料3「条例案素案に対する関係団体・機関からの意見及び対応案(案)」 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000992215.pdf

なお、意見照会先は、「法務省津地方法務局」「公益社団法人三重県人権教育研究協議会」「三重弁護士会」「三重県市長会」「三重県町村会」「三重県商工会議所連合会」「三重県商工会連合会」「三重県経営者協会」「三重県中小企業団体中央会」「三重県ケーブルテレビ協議会」といった団体・機関である。

- (29) 令和3年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 第36回(12月21日)資料2「条例案中間案の条例案素案からの主な変更点」https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000992217.pdf
- (30) パブリックコメントについては61名の意見提出者から147件の意見が提出された。

そこでは、全般的なものとしては、あらゆる差別 事象を許さない姿勢が明示されているなどとし て、本条例の制定について、否定的な意見も提出 されているとはいえ、賛成およびそれに類似する 意見や本条例が不当な差別の解消等に向けた実効 性のあるものとなることを期待する意見が多い。 また、川崎市の条例を参考にして、条例の実効性 を担保するため、命令の規定を定めた上、命令に 反した場合の罰則を定めるべきであるといった意 見も出されているが、それに対しては、「本条例 では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達した」との説明が行われている。その他の各条文に対する提出意見についても検討を行った上、必要な箇所については中間案の修正が行われている。(令和3年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 第38回 (3月18日) 資料1-1「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案(中間案)」に対する意見募集結果及び本委員会の考え方(案)【概要版】 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001006477.pdf)

- (31) 令和3年度 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 第37回(1月24日)資料1「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000996173.pdf
- 32 同第37回資料4「条例の題名の再検討について」 https://www.pref.mie.lg.jp/common/ content/000996177.pdf
- 33 同第37回資料3「条例案中間案に対する執行部 からの意見及び対応(案)」 https://www.pref. mie.lg.jp/common/content/000996176.pdf
- 34 「「差別解消」,条例案議論大詰め 県議会,特別委で最終案とりまとめへ/三重県」(朝日新聞2022年3月16日)。
- (35) 「県の差別解消条例成立,今後は 反差別・人権研究所みえ,松村元樹・事務局長に聴く/三重県」(朝日新聞2022年06月03日)。
- (36) 「人権が尊重される三重をつくる条例」 https://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/ HP/22629023020.htm

- (37) 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例逐条解説」 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001016273.pdf
- (38) 「例えば、人権に関して精通しており、経験も 豊富な弁護士を任命することが想定されます。」 と逐条解説に記載されている。(前掲「差別を解 消し、人権が尊重される三重をつくる条例 逐条 解説」43ページ)
- (39) 松井氏は、四日市市男女共同参画審議会委員長、四日市市障害者施策推進協議会委員長、三重県多文化共生推進会議委員などを勤めており、「女性、障害者、外国人の人権に関する見識がある」とする県職員担当者の評価は妥当なものであり、三重県にかかる人権問題を検討する場に必要不可欠な人材だと考える。
- (40) 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつく る条例」における『相談体制』と『紛争解決体制 (申立て制度)』のフロー
- (41) 令和5年度三重県差別解消調整委員会の開催結果 https://www.pref.mie.lg.jp/SINGI/m0011400013.htm
- (42) 「第18条 調整委員会の会議は,非公開とする。 ただし、調整委員会が認めたときは、公開することができる。」。なお、三重県差別解消委員会に関 しては当該施行規則の第15条から第20条に規定 されている。
- (43) ここでいう勧告は行政指導に留まる。
- (4) 申し立て事案が無かったとしても相談状況の報告が年に一度は行われるべきとの意見に基づく。 なお、申し立て事案が生じたため2024年2月に調整委員会(2023年度第2回)が開催された。
- (45) 内閣府防災@CAO_BOUSAIによる2024年1月 4日午後4:02の投稿 https://twitter.com/CAO_ BOUSAI/status/1742803718553407753